

# 業務の運営に関する規程

事業所名 アイアシスト合同会社

## 第1 求 人

- 1 弊社は、専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、生産工程の職業及び輸送・機械運転の職業に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人の申込みの有効期間は、6か月とします。有効求人期間を経過して、再度求人申込みを希望する場合において、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件が過去に提出された求人条件と同一の場合は、上記3の規定にかかわらず電話等口頭による明示でも差し支えありません。
- 5 求人受付の際には、求人受理時の事務費用を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

## 第2 求 職

- 1 弊社は、専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、生産工程の職業及び輸送・機械運転の職業に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みには、本人がホームページから登録、又は直接来所されてお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、弊社に特別の登録をすることによって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 4 求職の申込みの有効期間は、6か月とします。当該期間を経過して、再度求職申込みを希望する場合において、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件が過去に提出された求職条件と同一の場合は、上記2の規定にかかわらず電話等口頭による明示でも差し支えありません。

## 第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示しま

す。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 弊社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

#### 第4 その他

- 1 弊社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、職業紹介責任者が迅速、適切に対応いたします。
- 2 弊社の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から弊社に対して、その報告をしてください。また、弊社の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から弊社に対して報告してください。
- 3 弊社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 弊社が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、弊社が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 弊社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 弊社の取扱職種の範囲等は、専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、生産工程の職業及び輸送・機械運転の職業です。
- 7 弊社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。弊社の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は職業紹介責任者に詳しくおたずねください。

令和5年 6月21日

代表者 アイアシスト合同会社  
代表社員 前田 基行